

廃棄物保管施設の寄附受納要綱

1 目的

この要綱は、廃棄物保管施設設置基準要綱第5項(1)の規定に基づき設置される、戸建住宅の廃棄物保管施設（以下「保管施設」という。）の寄附受納に関する基準を定め、保管施設を利用する市民の利便性に配慮するとともに、生活環境の保全及び廃棄物の収集作業の効率化を図ることを目的とする。

2 適用の基準

本要綱は、次の各号を全て満たす場合に適用する。

- (1) 新規の戸建住宅10戸以上の開発行為等であること。
- (2) ごみ集積所用地等の帰属先がないこと。
- (3) 市に無償で提供すること。
- (4) 保管施設の移動、廃止は、市の事業執行上の理由以外はできないこと。
- (5) 寄附申請に関し、市と事前に協議を行った保管施設であること。

3 寄附受納の対象

保管施設（その用地を含む。）

4 保管施設の位置

- (1) 開発行為等の計画地内で、収集作業の際にごみ収集車が道路交通法の規定に違反することがなく、収集作業が安全に行える幅員4m以上の道路に接した位置とする。
- (2) 近隣住民に迷惑のかからない場所に設置すること。

5 保管施設の構造

- (1) 風雨によるごみの飛散流出を防止するための措置を講ずること。
- (2) 動物（犬、猫、カラス等）による散乱を防止するための措置を講ずること。
- (3) 保管施設の構造基準については別に定める。

6 保管施設の維持管理

開発行為等の事業者は、次の事項について市と協定を締結し、保管施設の適正な維持管理を図るものとする。

- (1) 事業者（保管施設を使用する住民）は、保管施設の清掃を励行し、保管施設及びその周辺を常に清潔に保つよう努めるものとする。
- (2) 事業者は事業の完了等に伴い解散、撤退する場合に、責任をもって当該地域が所属する町会、管理組合等に対し協定に定める事項を継承させるものとする。その際は、あらかじめ市に協議し、承諾を得るものとする。

7 寄附申請

開発行為等を行う事業者が寄附申請をしようとするときは、廃棄物保管施設寄附申請書（第1号様式）及び協定書（第2号様式）に、別表に定める書類等を添付し市長に申請するものとする。

8 審査及び結果の通知

市長は、廃棄物保管施設寄附申請書を受理した場合、廃棄物保管施設寄附受納審査委員会に付議し、受納の可否を決定するものとする。また、受納を決定したときは廃棄物保管施設寄附受納承諾書（第3号様式）により申請者に対し通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

別表 添付書類

(1) 廃棄物保管施設寄附申請書関係 (正本 3 部)	
	<ul style="list-style-type: none">① 廃棄物保管施設設置等事前協議書又は事前評価・協議書の写し② 案内図③ 位置図④ 公図の写し (保管施設の地番があるもの)⑤ 地積測量図⑥ 保管施設構造図⑦ 登記簿謄本 (保管施設の地番があるもの)⑧ 印鑑証明書⑨ 法人は資格証明書又は会社の登記簿謄本⑩ 土地所有権移転登記嘱託承諾書⑪ 登記原因証明情報
(2) 協定書 (正本 2 部)	

(第1号様式)

廃棄物保管施設寄附申請書

年 月 日

川崎市長様

住所 _____

申請者 _____

電話 _____

廃棄物保管施設の寄附受納要綱に基づき、保管施設を市に無償で寄附することを申請いたします。

開発行為等の名称		
開発行為等の住所		
保管施設の概要	寄附対象箇所数	
	保管施設延べ面積	
帰属先がない理由		
添付書類	① 廃棄物保管施設設置等事前協議書又は、事前評価・協議書の写し ② 案内図 ③ 位置図 ④ 公図の写し(保管施設の地番があるもの) ⑤ 地積測量図 ⑥ 保管施設構造図 ⑦ 登記簿謄本(保管施設の地番があるもの) ⑧ 印鑑証明 ⑨ 法人は資格証明書又は会社の登記簿謄本 ⑩ 土地所有移転登記嘱託承諾書	

※ この申請書は、正本を3部提出してください。

(第2号様式)

廃棄物保管施設に関する協定書

川崎市を甲、
を乙として、廃棄物保管施設寄附受納要綱に基づき、
甲・乙間において、甲所有となる廃棄物保管施設（以下「保管施設」という。）の維持管理について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、保管施設の維持管理を適正かつ円滑に推進するため、必要事項を定めるものとする。

(対象箇所)

第2条 本協定の対象となる保管施設は、寄附申請書のとおりとする。

(維持管理)

第3条 乙は、自己の責任において保管施設の維持管理を行うものとする。

2 乙は、保管施設の清掃を励行し、保管施設及びその周辺を常に清潔に保つよう努めるものとする。

3 保管施設の維持管理上生じたトラブルについては、乙及び使用する住民間で解決するものとする。

(使用開始)

第4条 乙は、保管施設の使用にあたっては、あらかじめ、使用を開始する保管施設の場所、排出方法等について、甲に協議するものとする。

(事項の継承)

第5条 乙は、事業の完了等に伴い解散、撤退する場合は、責任をもって当該地域が所属する町会、管理組合等に本協定書に定める事項を継承するものとし、その際は、あらかじめ市に協議し承諾を得るものとする。

(保管施設の廃止)

第6条 保管施設としての使用を廃止する場合は、甲が利用・処分することができるものとする。

(その他の事項)

第7条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲・乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 川崎市
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長

乙

(第3号様式)

川環収第 号
年 月 日

住 所
会 社 名
○ ○ ○ ○ 様

川崎市長 ○ ○ ○ ○

廃棄物保管施設の寄附受納について（通知）

○○の侯、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろから本市の廃棄物行政に御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。
さて、○○年○○月○○日付けで寄附申請がありました廃棄物保管施設につきまして、受納することと決定いたしましたので通知いたします。

所在地	川崎市 区
保管施設数	箇所
延べ面積	m ²

(環境局生活環境部収集計画課担当)

電話 044-200-2583